

浜松市告示第 323 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 に基づき、令和 7 年度浜松市一般廃棄物処理実施計画を変更したので、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成 25 年浜松市条例第 58 号）第 6 条に基づき告示する。

令和 8 年 6 月 4 日

浜松市長 中野 祐介

記

「第 2 ごみ処理実施計画」中、「8 (9) 市外で発生した一般廃棄物」の記載内容を以下のとおり変更する。

変更前				
(9) 市外で発生した一般廃棄物				
略				
自治体名	処理対象物	処理業者	搬入先	計 画 量
湖西市	木くず	株式会社中野町チップ	中央区伊左地町 3007 番地の 1	2 t
湖西市	廃タイヤ	株式会社栄タイヤ	中央区馬郡町 959 番地の 13	2 t
磐田市	木くず	株式会社中野町チップ	浜名区竜南 518 番地の 1	0.8 t

変更後				
(9) 市外で発生した一般廃棄物				
略				
自治体名	処理対象物	処理業者	搬入先	計 画 量
湖西市	木くず	株式会社中野町チップ	中央区伊左地町 3007 番地の 1	2 t
湖西市	廃タイヤ	株式会社栄タイヤ	中央区馬郡町 959 番地の 13	2 t
磐田市	木くず	株式会社中野町チップ	浜名区竜南 518 番地の 1	0.8 t
<u>牧之原市</u>	<u>石綿含有建 材・がれき類 等（災害廃棄 物）</u>	<u>株式会社ミダック</u>	<u>中央区大山町 3595 番地</u>	<u>325 t</u>

備考 変更箇所は、下線が引かれた部分である。